

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、10月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示させていただきますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」10月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・令和5年9月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・中川

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

トイレ修理で高額請求!! 安い広告にだまされないで

トイレが詰まったので、慌ててネットで検索し「水回り修理320円～」という安価な事業者を呼んだ。

事業者は高圧洗浄・便器を外してのドリル工事・薬品投入など次々と作業をし、結果として37万円を請求された。広告の値段と全然違い、納得がいかない!

トイレ修理の相談が多く寄せられています。広告の「〇〇円～」はうのみにせず、まず出張や見積りが有料か確認しましょう。また、作業当日に想定外の料金や作業を提案され、不安を感じた時はその場で断りましょう。

トラブルに備えて準備しておくこと

- 地元の工務店や管工事組合、横浜市排水設備指定工事店などを調べておく
- 自宅の止水栓の位置を確認しておく
- ラバーカップを使うと直ることも



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください!

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔 平日 9:00~18:00 〕
〔 土・日 9:00~16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 🔍 検索